第 5191 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 3月 24日 火曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 社会保険料の追納

Q：平成27年４月から、未納の国民年金保険料を追加納付できることとなるそうですが、この場合に支払った保険料は、どのような取扱いになるのですか？

A：支払った年の社会保険料控除の対象となります。

【解説】

いわゆる年金の不整合記録問題の対応策として、平成27年４月から３年間に限り、未納期間の国民年金保険料を、最大10年分追加納付することができるようになります。

具体的には、３号被保険者（会社員や公務員の扶養になっている配偶者）だった人が、その配偶者が自営業になった場合や自身の所得が増えて扶養から外れたというような場合（１号被保険者に該当）で、通常であれば１号被保険者として保険料を納付しなければならなかったにもかかわらず、届出を行わなかったため３号被保険者のままとなっている期間（不整合記録）を有しているという人を対象に、未納期間の国民年金保険料を、最大10年分追加納付できるようにするというものです。

60歳以上の者については、50歳以上60歳未満の期間、60歳未満の者については、納付時点より10年以内の期間が特例追納の対象期間となります。

なお、この場合に支払った保険料は、加算額を含めてその支払った全額が、その支払った年の社会保険料控除の対象となります。